

北 警 協 第 6 6 号
平成 2 3 年 5 月 1 3 日

会 員 各 位

(社)北海道警備業協会
教育委員会委員長 宮武 亨丞

一部の特別講習における応募制限の解除について（ご連絡）
新緑の候 貴職にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
会員各位並びに幹部の方々には、平素から特別講習にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、現在、特別講習にあつては、交通誘導警備業務 2 級及び雑踏警備業務 2 級の受講希望者数が多いことから、受講応募に当たって、1 社 1 名の応募制限を設けて受理させていただいております。
しかし、最近、検定合格率の低迷が続いており、その最大の要因は、会員各位における受講者に対する事前教育の未実施と受講者自身の事前勉強の不足に起因していると思料されますが、一部に、応募制限により優秀な警備員の受講機会が奪われていることもその要因の一つではないかと指摘する声もあります。
この検定合格率の低迷は、会員各社はもとより業界全体にとっても大きな損失でありますことから、検定合格率向上の一方策として、昨年度試みとして応募制限（1 社 1 名）の解除を実施しましたところ、若干ではありますが合格率の向上を見たところであります。
つきましては、本年度においても、次のとおり応募制限（1 社 1 名）の解除を実施することとしたところであります。
会員各位におかれましては、この趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 応募枠を解除する特別講習

(1) 特別講習交通誘導警備業務 2 級

平成 2 3 年 7 月 2 0 日（水）、2 1 日（木）

(2) 特別講習雑踏警備業務 2 級

平成 2 4 年 1 月 2 4 日（火）、2 5 日（水）

2 受講者の決定

- (1) 応募方法等は、従来どおりとし、応募人数の制限は設けません。
- (2) 仮申込みにおいて、80名の定員を超えた場合には、抽選により受講者を決定いたします。

3 その他

- (1) 上記以外の交通誘導警備業務2級及び雑踏警備業務2級の特別講習については、これまで通り1社1名の応募枠を設けます。
- (2) 支部における特別講習の開催は、開催支部を優先とさせていただきます。

取扱 事務局

指導教育第2部長 太田

011-242-8800